

平成30年度 第2回豊川市空家等対策協議会議事録

① 日時

平成31年2月13日（水）

午後2時00分～午後3時30分

② 会場

豊川市役所 本34会議室

③ 議事

1 開会

（事務局：建築課課長補佐）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより「平成30年度第2回豊川市空家等対策協議会」を開催いたします。私は事務局の建築課鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市空家等対策協議会条例第7条第2項の規定により、本協議会は成立することを申し上げます。

それでは、会議の前に、資料の確認をしたいと思います。

【資料確認】

不足がありましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

なお、はじめにお断りさせていただきますが、本協議会は豊川市空家等対策協議会運営要領第3条に基づき、公開で開催しており、傍聴を可としておりますのでよろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ、3 議題

（事務局：建築課課長補佐）

それでは、本日の次第に従い、進めさせていただきます。まず始めに、駒木会長よりご挨拶いただき、その後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

本日は平日のお忙しいところ、委員の皆様、オブザーバーの皆様、事務局の皆様、お集まりいただきありがとうございます。今回は今年度第2回目です。前回の進捗状況とか、空家バンクとか解体費用補助の実施もかなり進んでいると聞いています。恐らく一番の議題は（４）の特定空家の認定基準についてになるのかなと思います。先日事務局からご説明いただきましたけど、かなりしっかり作っていただいているような印象を持ちました。先日、東愛知新聞で市営住宅の長寿命化計画を策定したという記事が出ましたが、市営住宅以外、民間住宅でもしっかりこういったことをやっていく必要がありますので、皆様の立場若しくは専門家としてのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。議題（１）平成30年度第1回豊川市空家等対策協議会における主な意見等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題（１）平成30年度第1回豊川市空家等対策協議会における主な意見等についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

こちらは、昨年11月2日に開催しました第1回協議会において、委員の皆様からいただいたご意見やご質問に対する回答を議題ごとに示しておりまして、当日正確な回答ができなかったものや後日調査等で判明したものにアンダーラインを付けております。

時間の都合もございますので、追加をいたしました事項の方針等についてご説明させていただきます。

はじめに、（２）これまでの取組状況についての一つ目ですが、解体費補助金の来年度予算ですが、平成31年度当初予算要望額については財政課と協議した結果、従来の老朽空家等解体費補助金は、平成30年度と同額として、不足が生じた場合は、今年度同様の補正等での対応を予定しております。なお、牛久保地区の防災ま

ちづくり地区計画内では、上乘せ補助を予定しております。詳細は後ほど議題(3)

「次年度の取組予定について」でご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。上から3つ目です。解体後の空き地に対する苦情についても考えていかなければならないとのご意見をいただきました。

空き家を解体した方へ、今後の土地の管理について文書送付など啓発策を講じてまいります。

次に、3ページをご覧ください。(3) 今後の取組予定についての二つ目です。稲沢市では緊急安全措置に関する条例施行後、緊急安全措置が実施された事例はあるのか。ある場合、費用などの処理はどのようにされているのかのご質問をいただきました。稲沢市に確認したところ、稲沢市では、平成29年度と平成30年度に2件ずつの実績があり、そのうち3件は職員による処置であるため費用は発生しておりません。残りの1件につきましては、事前に所有者を訪問し了承を得てから業者委託をし、費用は約40万円掛っておりますが、費用につきましては分割納付で完済しているとのことでした。

4ページをご覧ください。上から三つ目です。空き家予備軍である1人暮らしの高齢者などに啓発を行う場合など、介護又は福祉事業者から訪問先の情報提供がいただければと思うとのご意見をいただきました。介護高齢課に確認をしたところ、事業者から個人情報の提供を受けることは難しいとの回答がありました。高齢者に関する情報は町内会も持っておりますので、地域空家等対策モデル事業などにより、町内会と連携して啓発していくことを考えております。

5ページをご覧ください。上から一つ目です。空き家から発生したものを持ち込む場合には制限を設けずに受け入れるとか、市外在住でも受け入れることができれば、事業が進むのではないかとご意見をいただきました。

清掃事業課に確認したところ、市内にある空き家から出された粗大ゴミ等であることが確認できれば、市外の方の持ち込みも許可していただけるとのことでした。また、解体資材につきましては、別の制度を考える必要があるとのことでした。

続いて、上から三つ目です。賃借希望者の利用目的を公開して提供者を募る逆バンクも検討してほしい。今まで登録しない所有者が提供する可能性もあると思うとのご意見をいただきました。

まずは、利用希望者の声などをホームページ上に掲載するなど行ってまいります。

次に、7ページをご覧ください。（4）特定空家の認定等についての上から二つ目です。特定空家に認定については、家屋中心でなく、別の判断基準として環境面の基準も重要視してほしいとのご意見をいただきました。

特定空家等の定義の中には、建築物又はこれに附属する工作物及び立木その他土地に定着するものを含む敷地となっているため、敷地の状態についても特定空家の判断基準に含まれています。今後作成する特定空家等認定基準で示して行きたいと考えております。

議題（1）については、以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（1）平成30年度第1回豊川市空家等対策協議会における主な意見等について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

では私から。議題（2）と関連してくるのですが、今回の解体費補助金を使って解体した人がいると思うのですが、解体後の空き地がどうなっているかというのは把握されていますか？

（事務局：建築課主幹）

解体補助を使いまして解体したものは、解体補助の申請書に実績報告書をつけてもらいます。そこには解体した後の写真を添付することを義務付けております。それにより解体後の敷地がどうなっているかという把握ができますので、それを以って確認をしております。

（会長）

直後もそうですが、例えば1年後とかどうなっているのかなと把握してもいいか

と思います。その後放置されて草が繁茂しているとまた問題だと思うので。

（事務局：建築課主幹）

前回の意見の中でも、解体後の空き地についてもアンケート等で把握していく必要があるという意見をいただいておりますので、そういったものを使って把握していきたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

ではもう一点、4 ページ目のところで、高齢者や要介護の方の情報を直接得ることは個人情報等の関係から難しいというところがございまして、町内会で連絡を取るということですが、自治会や町内会などと意見交換などできる仕組みはあるのですか？

（事務局：建築課主幹）

今年の事業として、先ほども少し申し上げたのですが、地域空家等対策モデル事業を開催いたしました。その中で、もう一度地域の空き家を調べてみようということで地域と連携をしました。小坂井の新町地区の例を挙げますと、新町地区でも高齢者の情報を町内会でお持ちです。そういった方々の情報を確認させていただきながら空き家予備軍の方々に啓発するなどの取り組みをしていくところでございます。

（会長）

そうですね、そういう情報は地域の方が一番よくわかっていると思いますので、うまく連携や情報交換ができればいいなと思います。

他にはいかがでしょうか。

それでは、議題（１）平成３０年度第１回豊川市空家等対策協議会における主な意見等については以上といたします。

（２）空家等対策計画の進捗管理について

（会長）

続きまして、議題（２）空家等対策計画の進捗管理について事務局から説明をお願いします。

（事務局：建築課主幹）

それでは、議題（２）空家等対策計画の進捗管理についてご説明させていただきます。資料２をご覧ください。

市役所内部で組織する庁内連絡会議におきまして、空家等対策計画の進捗管理を行っていく際には、空家等対策に関連する事業をもう一度精査し、フィードバックする必要があるのではとのご意見をいただきました。これにより、平成２９年９月と昨年１２月に全庁に照会をし、各部署から得られた調査結果を示したものです。

追加をした事業、事業内容を修正した事業にアンダーラインを付けております。追加・修正のあった事業についてご説明させていただきます。

具体的な施策における、中古住宅の流通促進の４段目において、都市計画課より豊川市まちなか居住補助金（拠点地区定住促進事業費補助金）を追加しております。これは、豊川市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内に、空き家などの中古住宅を含む、家屋を取得して市外から転入した方を対象に補助金を交付するものです。補助金交付には、市外に連続して５年以上住んでいたことなどの条件があります。

次に、この下段に、住宅ストックとしての空家等の活用として、①被災者の住宅としての活用、②災害時の物資置場等としての活用を記載しております。防災対策課より、この事業は実際には未着手ではありますが、所管部署を空き家を被災者住宅として活用するは、防災対策課・建築課、空き家を災害時の物資置場等として活用するは、防災対策課・商工観光課・農務課としたものです。商工観光課は空き店舗の活用、農務課は農業用施設等を活用してはというものです。

次に、３ページをご覧ください。地域資源としての空家等の有効活用の促進では、２段目に都市計画課より豊川市中心市街地におけるまちなか再生検討事業、これはタウンマネジメント機関である豊川市開発ビル株式会社の事業ですが、平成３１年

度は、まちなか再生実証事業として継続していく予定であるとのことです。

下段に同じく、都市計画課より豊川市都市機能立地補助金（拠点地区都市機能立地促進事業費補助金）を追加しております。

これは、豊川市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内において、同計画に定める（医療施設や1,000㎡以上の商業施設など）誘導施設等を新たに運営する事業者を対象に補助金を交付するものです。平成30年1月2日以降に都市機能誘導区域内で新たに都市機能施設（誘導施設）を自ら運営していることなどの条件があります。

下段に、商工観光課よりチャレンジとよかわ活性化事業費補助金（創生支援事業）を追加しております。

これは、市内において店舗や事務所を設置する「創業」、とよかわブランド推進による「事業拡大」、市内の中小企業が実施する「企業革新事業」、市内の企業が中心となって実施する「イベントによる賑わいづくり」を支援するもので、特定創業支援事業の指導を受けて創業する者を対象に、店舗改装や備品購入費などに要する経費の一部について補助金を交付するものです。

空家等対策関連事業の説明については以上とさせていただきます。ここに記載してある事業等を基に、空家等対策計画の進捗管理を行ってまいります。

次に、空き家等に関する相談件数の報告についてです。資料3をご覧ください。

前回の資料に、平成30年10月・11月・12月分を追加しております。

10月の苦情相談等の受付件数は13件、11月は4件、12月は5件となっております。10月は台風24号の影響から建物の破損等、具体的には、雨樋や屋根材の破損・壁土やトタンの剥がれ・カーポートやシャッターの破損等の苦情が多く寄せられました。

昨年度4月から平成30年12月までの受付件数は合計141件となっております。

この間の苦情相談に対する解決件数は、62件で解決率は44.0％となっております。

ります。平成30年9月末現在の解決率は38.7%ですので、9月末と比較しますと5.3ポイント上昇しております。

しかしながら、管理依頼をしても解決に至らないケースもありますので、今後の課題となっております。

1枚おめくりいただきますと、平成30年10月・11月・12月の苦情相談案件に関する処理経過を掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

次に、空家バンク及び解体補助の実施状況についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

始めに、空家バンクの平成31年1月25日現在の登録状況です。バンクへの登録件数は22件、このうち契約が成立したものが5件、交渉中のものが1件、登録を抹消したものが5件、受付中が11件となっております。登録を抹消したものが5件ありますが、そのうち4件は空家バンク制度外で契約が成立したため登録を抹消したものでございます。

受付中の11件につきましては、全国版空き家バンクのアットホーム及びライフホームズでも公開をしております。

なお、現在の登録件数は、3件増の25件となっており、登録に向けて宅建協会東三河支部と調整中のものが7件ございます。

次に、解体費補助金の実施状況です。下段をご覧ください。

解体費補助金は、今年度の受付を平成30年12月28日で終了しております。

平成31年1月25日現在の実施状況でご説明いたします。

始めに、老朽空家解体費補助金です。こちらは旧耐震基準で建築され利活用の見込みが低いものでございます。当初助成予定件数15件に対しまして、受付件数が77件、このうち取り下げをしたものが6件、住宅の要件を満たしてなく対象外としたものが1件あり、70件の交付決定をし、1月25日現在で49件の実績報告書が提出されております。70件交付決定をしておりますが、の中には、隣地から解体工事の同意が得られないもの、御津町下佐脇地内において愛知

県施工の橋梁工事に合わせて次年度に解体工事を延期したいものが含まれおり、2件の取り下げが予定されています。

次に、倒壊危険空家解体費補助金です。

当初助成予定件数5件に対しまして、受付件数が10件。10件全てを交付決定し、全てから実績報告書が提出されております。

解体費補助金は、当初見込みの4倍の方が利用され、9月補正、予算流用により対応しております。

解体費補助金の利用者が大幅に増えた要因は、補助額の上限は老朽空家が20万円、倒壊危険空家が30万円と全体工事費に比べれば一部ではありますが、これまで使用されていない空き家を何とかしたいと思いながらも踏み出せなかった方への動機付け、また10月に予定されている消費増税の影響もあるものと分析をしております。

議題（2）につきましては以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（2）空家等対策計画の進捗管理について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

（山本委員）

資料（2）の中古住宅の流通促進のところで、現在の空家等対策協議会の中では該当しないかもしれないですが、空き店舗、空き工場というのも担当課ではないと思いますが、もしよろしければ宅建協会としてもこちらのほうも協力させていただきまして、豊川市が少しでも活性化できるように、空き店舗、空き工場につきましても何かしらのお力添えができれば今後一緒に協力していけるかなと思いますので、協会としての要望でございます。

（事務局：建築課主幹）

現在の状況ということでお話をいたしますと、市のホームページの情報ですが、空き工場用地情報提供事業というのを企業立地課で実施しております。そこには残

念ながら現在空き工場用地の情報はございません。もう一つ、商工観光課では空き店舗情報を掲載しておりまして、御津町下佐脇の物件が1件掲載されているという状況です。商工観光課は庁内連絡会議にも所属しておりまして、情報交換する中で、今後こういったことも連携して取り組んでいきたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では私から。資料（４）のところで、空家バンクの成約済みが５件、空家バンク以外で成約も入れると９件とかなりいっているのですが、成約したところの条件とか、例えば立地なのか、建物の状況がいいからなのか、感触として何かあったら教えてください。

（事務局：建築課専門員）

利用申し込みをされる方の家族構成ですとか、利用目的ですね。利用目的は住居なのですが、家族がご夫婦だけの世帯であれば、小規模な住宅が比較的綺麗なものであったので早々と成約されたものもあります。安ければどこでもいいという方も中にはみえましたので、程度が多少悪くても契約しますという方もみえました。

（会長）

ありがとうございます。街中の物件が人気なのか、お子様がいれば小学校が近いとか、そういったことがあるのかなと思ひまして興味で聞かせていただきました。

（事務局：建築課主幹）

補足をさせていただくと空家バンクで成約したのは、何故か調整区域の案件が多いということがデータから伺えます。何故かはわかりませんが。

（会長）

それは郊外ということですか？

（事務局：建築課主幹）

郊外の契約が多いというのが資料から伺えます。

（会長）

もしかしたら建物の広さとかがあるのかもしれませんがね。

（井上委員）

資料（２）にあります空家等対策計画の関連事業がまとめられていますが、建築士会のほうでも建築課さんの中の別部署だと思うのですが、耐震事業というのが同時に進んでいまして、建築士会の中でも耐震部会という部会があります。空き家のことが始まって以降、支部として新城市さんと耐震と空き家に対する事業というのを進めておりまして、建築士会内での部をどうしようかという話がありまして、耐震ということに関しては住居から住居への利用ということで事業が進んでいるかと思います。利活用の部分ですとか店舗利用とか商業利用ということに関しての耐震性を我々から見ると無視して使っているのかということのも大きな問題かなと。今後、耐震という部分を関連事業としてどう見ているか聞かせていただけたらと思います。

（事務局：建築課主幹）

ご指摘の通り建築課の中に住宅系の他に建築３係がございまして、そのうち建築指導係が耐震を担当しております。住まいをされている建物の耐震に係る補助制度等もございまして、どんな利用があるとかの意見交換をしておりますが、進展ができるまでには至っておりません。

情報交換して今後に繋げていけられたらなと感じています。

（井上委員）

商業利用等で診断員の診断料を出していただければ診断はできるかなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

（会長）

では私から一点、ちょっと興味があるのですが資料（２）で中古住宅の流通促進のところで立地適正化計画との関係がありまして、今回は都市機能誘導区域内に家屋を取得ということになっているのですが、豊川市は居住誘導も指定していると思うのですが、まずは都市機能があって、居住誘導というイメージでいるのですが、

都市機能の方に持って行きたいという感じですか？例えば今後居住誘導のほうをやるのか、それとも、と思うのですが、分かる範囲で結構です。

（事務局：建築課課長補佐）

都市計画課におきましては居住誘導も都市機能誘導も併せて行っているところではございます。居住誘導区域の中の一部が都市機能誘導区域の中ということもありまして、今回提出いただいたものについては都市機能誘導区域ということにいたしておりますのでこのような形で挙げておりますが、だからといって都市機能を優先しているという訳ではないかと思えます。

（会長）

そうですね、居住誘導区域は広いですし、都市機能誘導区域の方により集約されるのかなと感じました。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

（上野委員）

資料（２）の３ページのまちづくり資源としての有効活用というところの上から三つ目、活用方法の提案募集のところの中身が無くて、これからどんなことを考えていかれるのかなと興味があります。

（事務局：建築課主幹）

空欄で大変申し訳ないのですが、昨年度末に空家等対策計画を策定しました。５年でどのようにやっていくのかというところですが、事務局４人でやっていかなければいけません。優先順位を付けて取り組んでいくということで、今は空欄ではございますが、何らかの事業を５年の中では示していければなと感じております。

（上野委員）

この中でもその話が出たら、糸口が見つかるかもしれないですね。

（事務局：建築課主幹）

そうですね、優先順位を早めるとかそういうような対応をして参りたいと考えております。

(会長)

提案募集をどういうふうな形でということはあると思うのですが、市民のみなさんに聞くということもあるし、委員のみなさんに聞くというのものもあるだろうし、どういうふうにするかということも重要なことだと思うので、今後詰めていければと個人的には思います。

他にはいかがでしょうか。

(山本委員)

資料(4)解体費補助金のことで、予算同等だと15件が、今回70件交付決定となっていて、受付自体というのは空き家が解消されて減ってきているものなのか、現在窓口相談の段階で件数については予備軍がいっぱいいるよというのか、待っている人がいるのかそういうことを教えていただければと思います。

(事務局：建築課主幹)

始めに感覚的なことを申し上げますと、老朽空家等解体費補助金というのは年度締めをしておりますので、今年度は12月28日で締めました。その後も補助金の問合せはございますので、次年度この補助金を使いたいという方が相当数いらっしゃいます。もう一つ、先ほども申し上げたのですが、消費税増税を視野に入れていて、この際取壊して新しい住宅をとという考えの方もいらっしゃいました。そういう方が来年度当初はある程度あるかなと。その後は正直、まだ読めないと言うところでございます。

(会長)

ありがとうございます。調査で空き家等はわかっていると思いますが、どういうふうに予算の関係も含めて需要も含めてまた見ていこうかなと思います。

他はいかがでしょう。

他にご質問などが無いようですので、議題(2)空家等対策計画の進捗管理については、以上といたします。

（３）次年度の取組予定について

（会長）

続きまして、議題（３）次年度の取組予定について事務局から説明をお願いします。

（事務局：建築課主幹）

それでは、議題（３）次年度の取組み予定についてご説明させていただきます。資料５をご覧ください。

実施計画に掲載している事業を示しております。新たな取組についてご説明いたします。

老朽空家等解体費補助金は、冒頭にもありました牛久保地区の防災まちづくり地区計画内におきまして、倒壊危険空家解体費補助金、老朽空家解体費補助金の補助額をそれぞれ１０万円上乗せすることとし、倒壊危険空家解体費補助を４０万円、１件、老朽空家解体費補助を３０万円、４件を追加計上しております。

牛久保地区は、古くは城下町として栄え、明治時代以降は呉服や家具を取り扱う町として発展してきた地区であります。古くから市街化が進んでいたことにより面的な基盤整備が行われず、道路が狭く、老朽化した建築物が増える等、防災上の課題を抱えている地区となっていることから、地域住民主体の災害に強いまちづくりに向けた活動が行われています。

都市計画課では、既にこの地区における倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去・改修に対して補助事業を実施しております。

密集市街地整備事業と連携して事業を円滑に推進していくために、補助額を増額しております。

１枚おめくりいただきますと、牛久保防災まちづくり地区計画の方針、もう１枚おめくりいただきますと、牛久保防災まちづくり地区計画区域を図面で示しております。

お戻りいただいて、老朽空家等解体費補助金は、牛久保防災まちづくり地区計画

内の上乗せ分を除きますと、今年度と同額となっており、不足が生じた場合には、今年度同様に補正予算、予算流用により対応していく方針としております。

地域空家等対策モデル事業費補助金は、今年度は伊奈町新町町内会、御津町西方町内会、国府町南田町内会においてモデル事業を実施いたしております。次年度におきましても、新たに3地区でモデル事業を実施し、3万円を交付するものです。

空家等追跡調査業務委託は、苦情相談案件の解決率が40%台で推移しているため、引き続きシルバー人材センターに業務委託をし、空き家の適正管理に結びつけていくものです。

以上が実施計画に位置づけをした事業となります。

その他、次年度は空家等対策協議会の開催、空き家セミナー・相談会の開催、特定空家等の認定基準の作成、緊急安全措置等に関する条例制定等に取り組んでまいります。

議題（3）については、以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（3）次年度の取組予定について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

（山口洋委員）

牛久保町内の人で5名の方と先日話をしたら、牛久保の方がこの頃空き家の解体が進んでいると実感するという話がありました。補助金の話は皆さん知らなかったのですが、5軒解体されているのだなと思いました。でもまだまだ解体が進んでいないところもあるのですが、話し合った中の1人が牛久保防災まちづくり委員の1人だったので、その人が言われるには解体の補助金がなくても、行政の方から文書や通知を出されるときに、防災まちづくり委員の名前も連名で出していただければ、町内の方がどれだけ逼迫して迷惑をしているかということを思っただけから連名で出して欲しいという意見が出ました。

（事務局：建築課主幹）

連名で出すということはとても良い事だと思います。都市計画課の方で事業の所管しておりますので、そういったことが可能であるか確認して、できたら実施して参りたいと思います。一つには地域空家モデル事業の中ではこの協議会でもご意見いただきました、適正に管理されていない空き家は豊川市の名前と町内会長の連名で出しているという実績もございますので、この地区もそういったような形で結びつけていけられたらなと思います。

(会長)

地域と連携してお伝えするというのは大事だなと思います。

他にはいかがでしょうか。

(井上委員)

お願いにも当たると思うのですが、先ほども質問があった関連事業の空欄の部分、まずは空き家の除去を進めるというところも十分理解はできるのですが、利活用を進めていくのも時間を掛けて準備していかないと、一気にできるわけではないので、予算を見させていただくと（２）（３）の活用していく部分に関してゼロが一つ減っていくのが寂しいかなと感じます。モデル事業について、こんなことをやりたいということに対して、予算を組む仕組みを作っていただけたらなと、意見というかお願いとして。中心市街地の方でも資料にありますがやりたいという方たちはいますし、こういう事業をしたいというビジョンみたいなものもあるのですが、いざスタートというリスクもあるので、何か一つ動き出すと自分もできるかなと動き出せるというものがあります。

スタートダッシュを助けていただけるような予算を組んでいただけたらなと思います。

(事務局：建築課主幹)

この協議会の中でもモデル事業の予算が３万円というのは少ないのでは？というご意見もいただきました。お金を担当する部署からはまず実績を見て判断をするという意見をいただいておりますので、今年度報告会等を開催させていただいてこ

んな取り組みができましたと知らせる中で、補助額の増額等に繋げて行きたいと考えております。

（会長）

なかなかハードの桁が大きくなって、ソフトの桁が小さくなるのは仕方が無いかなというのがあるのですが、そういうところも是非実績を積みながら確保していただけたらなと思います。

他にはいかがでしょうか。

（上野委員）

牛久保の地区は前の説明にもあったのですが、人が1人しか通れないような細い道が入り組んでいて老朽化とか防災という意味では危険ですが、でも違う視点から見ると路地も財産という考え方もできるのかなと思うのです。何でもかんでも安全ということを優先してしまうと壊すということになってしまうのですが、上手くバランスを取るというか。テレビでは外国の人が都会ばかりではなく地方の昔ながらの暮らしが残されているところを見たい体験をしたいと、考え方が変わっている時に、もしかしたら昔の日本の街並みが地方にはあるよという魅力にもなると思うので、何でも便利に綺麗に安全にばかりを優先すると、普通の魅力のない町になってしまう気がするので、そういう視点も残しながら考えていって欲しい気持ちもあります。

（事務局：建築課主幹）

大変貴重な意見をいただきました。地域で活動していますし、隣に都市計画課がありますので、ご意見を繋げて行きたいと思います。

（会長）

実際、今のご意見は難しいところで、消防車とか入る為には道路を広げるべきですが、一方で人が歩いて自然な町並みというのは道路が狭いままになってしまうので、そのバランスが難しいと思うのです。広げるところは広げて、残すところは残す。その時には地域の方との連携が必要になってくると思います。我々の地区は

路地を残すけど、防災に関してはしっかりルールを作る、だとか。最終的には地域のまちづくりの話し合いや防災まちづくり協議会とかで話合われればいいのかと思います。提案がきたときに、行政がどのように対応するか。柔軟に対応出来るところはして、一方で出来ないこともあると思いますのでそこを話し合いすることが大事かなと思います。

他にはいかがでしょうか。

私から一ついいでしょうか。牛久保のまちづくり計画の中の区域で特定空家とか空き家の件数のデータはあるのでしょうか。

（事務局：建築課主幹）

実態調査をしておりますのでデータはあります。ただ、実態調査をした後に判定調査をしますのでそれが該当するかは今後見てみないとわからないというところではあります。これぐらいが利用されるのではないかとということで予算要求をしております。

（会長）

この中で計5件ということで、だいたい何%くらいなのかと思っただけで、ただ、あくまで事業地区なのでパーセンテージが高い低いというものではないものだと思うのです。ありがとうございます。

（井上委員）

実態調査についてですけど、この地区はうなぎの寝床のように敷地長細くて、その中に3軒建ってたりするようなエリアだと思うのですが、外観から見ただけだと真ん中は見えなかったりということもあるかと思います。実際敷地に入って調査をされているのですか？

（事務局：建築課主幹）

実態調査についてですが、平成28年にまず水道の閉栓調査から行いました。年間水道使用料12m³未満の建物をリストアップしました。それを外観目視による現地調査を行いました。ただ、そこには漏れ等もございます。ご指摘の長屋等が全て把握できないケースもあります。そういったところも含めて、追加の調査等してい

く中で実態を明らかにしていきたいという考えです。

(会長)

他にはいかがでしょうか。

ではまたありましたら、最後にご質問いただければと思います。

議題（３）次年度の取組予定については以上といたします。

(４) 特定空家の認定基準について

(会長)

続きまして、議題（４）特定空家等の認定基準について事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課課長補佐)

それでは、議題（４）特定空家等の認定基準についてご説明させていただきます。
資料６をご覧ください。

前回の協議会において、兵庫県西脇市の例をあげ、建物の状態が一定点数以上を対象とし、建物の状態だけでなく、周辺への影響等を勘案し総合的に判断する、としておりますので老朽度判定表で１００点以上の案件に対し、衛生、景観、その他生活環境保全に係る判定表について３段階に評価し特定空家候補とするという資料をお示ししました。そこで、委員の皆さんからのご意見をいただくとともに先進地の事例を参考としまして、今回素案としてご提示させていただきましたが、前回ご説明させていただきました内容と変更点があるかと思います。先進事例の参考として、本市の方針に近いと思われる東海市の認定基準をベースに作成をしましたので只今よりご説明いたします。

まず、１ページをご覧ください。

「１ 目的」ですが、空き家の所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとされ、市は所有者等に対し周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家の適正な管理について啓発に努めています。しかし

ながら周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、早急に改善を図る必要がある空き家については、法第2条第2項に規定する特定空家等として取り扱い、改善指導を徹底していく必要があるため、特定空家等の認定をする際に参考とすべき基準を定めるものでございまして、「豊川市空家等対策計画」内の「第4章 具体的な施策」を具体化するものでございます。また、本基準は、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の第2章（1）「特定空家等」の判断の参考となる基準及び平成23年に国土交通省住宅局住環境整備室が作成しました「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」を踏まえ、本市としての判断基準を定めるものでございます。

次に「2 基本的な考え方」ですが、空き家の所有者は、所有する空き家について責任を持って適切に管理することが求められています。このため、本市では、適切な管理がなされていない空き家については、その所有者等に対し法第12条の規定に基づき、情報の提供や助言等を行い、自主的な改善に向けた初期指導を行っておりますが、再三の指導にも関わらず改善が見られない場合に、特定空家等に該当するかを判断いたします。本基準に基づき「特定空家等」と判断された空き家については、周辺への悪影響の程度や切迫性を考慮し、必要に応じて、法第14条に基づき、助言又は指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行い、それでもなお改善が図られない空き家等で、特に必要があると認める場合には、同条に基づく命令、行政代執行による是正措置を行って参ります。

なお、特定空家等は法に基づく措置の対象となることから、空家等対策協議会の助言、指導を得て慎重に行うものでございます。

次に、2ページ目ですが、「3 特定空家等とは」として、法第2条第2項に規定しております4つの状態を2つの区分に分け、評価します。建物や付帯施設等の状態を判断する「保安上危険な空家等」と建物の敷地内の状態等を判断する「衛生・生活環境上不適切な空家等」としており、下段にはそれぞれの区分において、評価1として空き家等の状態と、評価2としてその周辺への影響度、この両方の評価に

該当するものを特定空家等に認定することとしております。

次に、3 ページからは、「4 特定空家等の認定の流れと評価基準」として、6 ページまでは、「保安上危険な空家等」に係るものとなっております。3 ページには評価 1 として、敷地の安全性、屋根や外壁等の脱落や飛散、建築物の倒壊の 3 つ項目から空き家等の状態を判定し、いずれかに該当すれば評価 2 で周辺への影響等を確認し、これにも該当すれば協議会にて助言等をいただいたうえ、特定空家等に認定することとなります。評価 1 や評価 2 に該当しないものについては、これまでどおり所管部署における所有者への助言や指導となります。

次に、4 ページから 5 ページには評価 1 の 3 つの項目に関する基準が記載されております。具体的には、調査票に確認事項が記載されておりますので、1 2 ページをご覧ください。まず、(ア) 敷地の安全性が損なわれるおそれがあるかの判断について、擁壁や敷地の状態を確認します。擁壁の状況については、国土交通省都市局都市安全課の示す「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」を参考に判断します。次に、(イ) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがあるかの判断については、こちらにあります状態であるかどうかを目視で確認します。次に、(ウ) 建築物が倒壊等するおそれがあるかの判断については、1 3 ページの状態に該当するかを確認いたします。これらの調査項目は、ガイドラインの参考となる基準にある調査項目の例に基づいて設定しております。また 1 3 ページの調査項目及び配点については「空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」を準用したものです。現在、老朽空家等解体費補助金制度における対象であるかどうかの判定においても、この判定表を活用しております。

なお、この「保安上危険な空家等」における「空家等の状態」の判定調査については、専門的な見地が必要なため建築士への委託を考えております。

続いて 6 ページは評価 2 の「周辺への影響、危険性等」についての基準を記載しており、建物の密集状況、学校や病院等周辺敷地の用途、通学路など周辺道路の特性を考慮することとしております。具体的には、調査票が 1 4 ページにありますの

で、ご覧ください。建築物の倒壊や建築部材の落下により、被害見込みの可能性があるかどうかとして四方の隣地や道路の状況を調査することとしています。

次に7ページから9ページにかけては、「衛生・生活環境上不適切な空家等」に係るものとなっております。認定の流れとしては、「保安上危険な空家等」と同様となっております。評価1の項目としては、そのまま放置すれば衛生上有害となる、景観が損なわれている、生活環境の保全のため放置することが不適切であるか、評価2については、周辺への影響度が社会通念上許容される範囲を超えているかを判定することとしております。

次に、8ページは、評価1の具体的な評価基準、9ページには評価2を判定する際に考慮すべき項目を記載しております。調査票は16ページになります。こちらでは、状態について該当する項目を記載し、17ページでは周囲に与える影響の程度を記載することとしております。

特定空家等の認定事務にあたり、空家等対策協議会で使用する資料については、この書式の他に現地写真等、状況を把握しやすいものを提示する予定です。

なお、今回は素案という形でご提示いたしました。先程、建築士への委託を考えているとお話をさせていただきましたが、調査内容につきましては建築士からの意見を含めて定めていくため、今回の協議会で決めるのではなく、継続して内容の精査をしていく予定でございます。

議題（4）については以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（4）特定空家等の認定基準について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

（井上委員）

判断基準の前に、判定のフローチャートの中で少し前にご説明きていただいたときもお聞きしたのですが、外観目視の工程を一つ飛ばすというか、市の中でされて、専門家が判断にいくときにはいきなり敷地内調査から入っていくように見えるの

ですが、そこは間違いないですか？

（事務局：建築課課長補佐）

そうですね、評価１の状態については所有者に通知をした後まだこの状態にあるかということで調査に入りますので。

（井上委員）

外観目視というのはちょっとした簡易な調査だと思うのですが、その過程を建築士会が関わらずに内部で済ます主だった理由があるのか聞かせてください。

（事務局：建築課課長補佐）

まず本市において特定空家の認定をどのように考えていくかということになるのですが、法の記載のある状態であればそのまま特定空家とするとして認定していくのではなく、あくまで初期指導を徹底していくということを念頭に置いております。初期指導をする段階においては、当然外観目視での状態を把握した上で指導していくこととなりますので、外観の程度については初期指導の段階である程度把握をして、そこで再三指導しても何らかの改善が見られないものを特定空家に認定していこうという流れとなりますので、評価１では立入調査をする段階だという流れで考えております。

（井上委員）

外観目視の判断の意味合いもあるかと思うのですが、腕章を着けて専門家が街に入っていく。新城市さんでは２人で調査に行くのですが、専門家が街に入っていくことで啓発の意味もあるのかなと。ご近所さんが見られたり、言葉を交わすことによって「見に来ていたよ」ということが効果があるのではないかと。通知が来るだけだと見なかったりもしますが、実際人間が動く効果という観点から市の人間がやるのも効果はあると思いますが、実際にはどういうふうにするのかイメージがあれば教えてください。

（事務局：建築課課長補佐）

調査員が腕章を着けるかどうかはまた今後実務を検討していくことになると思

います。現時点でそこまでの想定や検討はしておりませんが、取り扱い上立入調査する場合には立入調査員証の携帯は必要になりますので、立入調査員証の交付は必要となります。井上委員から言われたとおり、そのような動きを見せるということが抑止力に繋がるというのは考えられますので、そのあたりは実務を検討していく際の参考にさせていただきます。

（井上委員）

いきなり立ち入るということから関わると所有者さんとのコミュニケーションが諮れないと言う事もありますし、立ち入りの部分でも入っていいよという気持ちが低い中行くことも考えられます。そうすると調査に行く方が苦勞する状況になるのかなと。限りなく特定空家に進んでいく方向で動き出すみたいな事にも見えなくも無いですから、もう少し判定に行く部分を和らげるような前段階があるといいのかなと思います。

（事務局：建築課主幹）

補足をさせていただくと、立ち入りという話になりますと実態調査を平成28年度に行っております。その時は業者委託をいたしました。いきなり業者が行くと怪しいと思われることもあるかもしれないことから、携帯員証と腕章をしまして、それと周知という事で実態調査をするという事前アナウンスをしておりますので、そういうことを心がけていければなと感じました。

（会長）

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

（馬淵委員）

3 ページの特定空家の認定の流れを見て行きますと、評価1 評価2 の判定をクリアした後、空家等対策協議会における認定を必要とすると読めるのですが、確かに豊川市空家等対策協議会条例の3 条の（2）のところに特定空家の認定が協議会に任されていると見えるのですが、最終的に委員の中で多数決なのかどういった方法

によって認定していくのかがよくわからないのでお聞かせください。

（会長）

そのあたり委員の皆様にも直接関わることなのでご説明をお願いします。

（事務局：建築課主幹）

所掌事務の中に特定空家の認定措置というのを入れて、附属機関として空家等対策協議会を運営をさせていただいております。あくまでも空家等対策協議会の方々には助言をいただくということで、最終認定は助言指導に基づきまして市が認定をするということとしておりますので、まずは委員さんからご意見いただいた中でそれを参考にして市が最終判定をする、という流れで考えております。

（馬淵委員）

あくまでも助言指導をこちらでして、意見を整えた上で最終的に市長認定という流れであって、ここで議決するということではないという理解でいいですか？

（事務局：建築課主幹）

議決はしないですけど、それに近いような形にはなるかもしれませんが、最終判断は市がするということで考えております。

（会長）

そのあたりの取りまとめというか、采配は私ということですか？

私もその辺が一番のポイントになるなと考えていまして、この委員会が責任を持つのかどうかというのもあると思うのですが、最終的には市が判断するということでしたら、あくまでも意見を言うということですね。出てきた案件に対して、皆様からご意見をいただいて、全部意見を併記してお渡しするという形になるかなと思うのですが。ちなみに、特定空家の認定で他市町村で協議会の進め方で問題というか、紛糾したような事例があれば、ご存知の範囲で結構です。

（事務局：建築課主幹）

紛糾したとまでは聞いておりませんが、愛知県下の動きで説明いたしますと、いよいよ法に基づいて行政代執行をやるぞということで取り組んでいたところが2

市でございます。一つは瀬戸市が略式代執行といいまして、所有者がわからないものをやりました。4月に安城市が命令をしました。命令をするということは、期間を設けておりますので、それまでに解決しなければ行政代執行に踏み切るということで、愛知県下ではその動きがあるということです。紛糾したかどうかは聞いてみないとわかりませんが、県下ではそういう状況です。

（会長）

前例等も踏まえながら、一方で皆さんのご意見が一番大事だと思いますので、その辺を踏まえて行きたいと私としては思っています。またご協力お願いいたします。他にはいかがでしょうか。

（山本委員）

今の意見を聞いていますと、議題に上がってきた物件に対して、周りに迷惑をかけているから特定空家に認定しますかということでしたけど、再建築が不可の物件かどうかとかのリスクが私たちが分かっていないと、例えば接道していないとか、調整区域だとか、そういう事情が分からないまま指導して壊したところで、建てられないではないかとなってしまうのが怖いので、調査の段階でそういうものに引っかかる可能性があるかどうかを分かる範囲でいいので併記していただけたら、判断基準に入れるか入れないかは別として、委員がリスクを承知で話ができるかなと思いますので。調査項目に入れるとか、建築士に委託するとか、調査の内容に追記していただけたらなと思います。

（事務局：建築課課長補佐）

調査票とか、協議会に提出する資料内容につきましても、今後検討していく内容でございますので、今言われたようなご提案についてはできる限り組み入れた形で書式を定めて、協議会の資料として提出していくようにしていきたいと思いますので、またお気づきの点がありましたらお教えいただければと思います。

（会長）

ぜひ、ご検討をお願いします。

他はいかがでしょうか。

(馬淵委員)

もともとの特措法では、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、というのも特定空家と認定される基準の一つとされているのですが、8ページを拝見しますと、本市には景観条例等がなく、主に生活環境に起因する状態のものと考えられるため、「生活環境上不適切な空家等」の区分に含めて判定する、とあります。確かに景観もその地域のルールであったり、景観条例に違反しているかどうか大きな部分になるのかなと思います。私が実態をよく知っていないのかもしれないのですが、将来的に景観を保護すべきルールであるとか、地域で例えば豊川稲荷の参門の町並みとかのお話が出たときに対応できるような基準も含めて設けておいた方が柔軟に対応できるのかなというふうな思いもございます。いかがでしょうか。

(事務局：建築課課長補佐)

委員が言われたこともごもっともだと思います。それを調整してどういう状態を判断項目とするのかというところも、景観条例がないという中でどういうものが景観を損なうのかというのはなかなか定義付け辛いというところもございますので、現段階ではあえて景観については触れず、生活環境上という大きなくくりの中で判断していくというところでございます。

(会長)

景観に関して、実際には写真等でももちろん見るとは思いますし、でも景観というのは非常に難しいので、これだから駄目、というのもつけ辛いところであると思いますが、考えていかなくてはいけないところではあると思います。

他にはいかがでしょうか。

(井上委員)

8ページの評価基準の項目の中で、不法投棄という言葉があるのですが、空き家になっている方の責任もあるとは思いますが、外部からのゴミの投げ入れによって

ということもあると思うのです。それに対しての指導とか助言をしていくというのは、一応その方の財産に対してその方の責任において発生しているのではない景観の状態というのは、どういった形で進めていくのか、ちょっと思いついたので教えてください。

（事務局：建築課課長補佐）

現在の不法投棄についての清掃事業課の取り組みについてお話いたしますと、自分の所有する敷地内にゴミが投棄されるという状況に対しては、市の名前を使った立て看板の貸し出しをしているという話を伺っております。初期指導の段階でそのような状況を把握することで特定空家と進めていくのかどうか判断ができるのではないかなと思います。外部からの不法投棄で、その状態だけで特定空家とするようなことはまずないという考えです。まず防止策の方を指導していくという流れになると思います。

（井上委員）

優先順位としては建物の状態の方が圧倒的に大きい条件となっていくなかで進めていくという認識でいいですか？

（事務局：建築課課長補佐）

前回の井上委員のご意見にもあったかと思うのですが、建物だけではなく両面で考えていくという仕立てとしております。建物の状態でなくても特定空家とする場合があるという想定としておりますので、基本は建物になってしまうかも知れませんが、それでなくても認定できるようにするつもりではあります。

（会長）

ゴミがあるとどんどん投げ入れられてしまうということもあると思います。不法投棄となると警察となるかもしれませんが、そういうところとの連携も必要かなと感じました。他にはいかがでしょうか。

では私から、要望といいますか意見として。14ページの周辺環境への影響のところ、接道なしとか、他に地形とか傾斜地に近いかどうかや河川ですとか、15ペー

ジの状況図で見ると思うのですが、そういうところを見てもいいかなと思いますし、それに応用させて昔の土地利用というところで昔の河道だったりすると地盤が緩かったり、盛土のように地震が来たときに壊れてしまうというような地盤の状況などが分かるとより説得性とか説明力は増すかなと。可能な範囲でいいとは思いますが。

（事務局：建築課課長補佐）

調査した段階で参考となるべき事項を盛り込むことが出来るように検討したいと思っています。

（会長）

他にはいかがでしょうか。

いろいろな意見ありがとうございました。議題（４）特定空家等の認定基準については以上といたします。

（５）空き家対策セミナー・個別相談会について

続きまして、議題（５）空き家対策セミナー・個別相談会について事務局から説明をお願いします。

（事務局：建築課主幹）

それでは、議題（５）空き家対策セミナー・個別相談会についてご説明させていただきます。資料７をご覧ください。

当日の次第（案）を添付しております。

開催日時は、平成31年2月16日（土）午前10時30分から午後1時まで、受付は10時からとしております。これはプリオの開店時間に合わせたものです。

会場は、やねのにつぼうホール豊川、豊川市催事場、プリオの5階となります。

事業内容でございますが、第1部が講演会で10時30分から11時30分までとしております。講演会への参加は予約不要としており、定員50名程度を想定しております。1枚おめくりいただきますと、当日の配置図（案）を示しておりますのでご覧ください。

第1催事場の定員は70名程度ですが、それ以上の来場者があった場合は、第2

催事場を開放し、１００名程度までは対応可能としております。

次第にお戻りください。はじめに、「豊川市の空き家の現状と対策について」青山専門員より説明させていただきます。

次に、「空き家対策に係る制度と事例」について、国土交通省中部地方整備局 建設部住宅整備課 課長の畑 裕幸様より、国の諸制度と全国での取り組みを紹介していただく予定としております。

講演会終了後、休憩を挟みまして、第２部として個別相談会を１１時４０分から１３時まで、第３催事場におきまして開催いたします。

事前予約制で先着８組とさせていただいておりましたが、可能な限り多くの相談に対応できるようにした結果、今回は１４名の方の相談を受け付けることといたしました。

相談ブースを６ブース設け、一度に６組の相談に応じる形としました。相談時間は１組当たり３０分で、１４組を３回に分けて行うこととしております。

本セミナーの周知方法につきましては、広報とよかわ１月号、市ホームページ、スポーツ豊川、豊川はなまるへ記事を掲載したほか、記者発表の投げ込みをしております。

２枚おめくりいただきますと、相談会の受付簿を添付しております。市内５名、市外９名の方からご相談をいただきました。相談内容によりまして、相談員を割り振りさせていただいております。相談員につきましては、馬淵委員、井上委員、竹本委員、田中委員、山口喜代治委員、山本委員にお願いいたします。また、空き家を貸したい、売りたい、解体したいなどの相談が非常に多かったため、宅建協会からは、山本委員の他、３名の方にも相談員として参画していただくこととしております。

相談開始時間ごとにブース番号、受付番号、対応していただく相談員を記載しておりますのでご確認をお願いいたします。

議題（５）については以上でございます。

（会長）

それでは、ただいま事務局から議題（５）空き家対策セミナー・個別相談会について説明がありましたが、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。

それでは私から、今回８組の予定が１４組ということでかなり需要があるなと思ったのですが、相談者の方は市内の方が多いのですか？市外の方もみえるのですか？

（事務局：建築課主幹）

内訳は市内５名市外９名ということで、市外の方の相談が多くなっております。東京の方も見えます。

（会長）

わざわざいらっしゃっての相談という。この方々は以前空き家調査や相談か何かあって、市から何か働きかけがあって応じてくれているのですか？

（事務局：建築課専門員）

殆どはこちらからダイレクトメールを送らせていただいたの反応です。セミナーに参加したいという方は広報やスポーツ豊川をご覧いただいた方と聞いております。

（会長）

参加された方には簡単なアンケートも実施するという考えは？

（事務局：建築課専門員）

はい、アンケート用紙も用意しております。

（会長）

結果等またここでもお見せいただけると。

（事務局：建築課専門員）

はい、次回ご報告いたします。

（会長）

それでは、質疑ももうないので、当日出席される委員の方々よろしくお願ひします。議題（５）空き家対策セミナー・個別相談会については以上といたします。

（６）意見交換、その他

続きまして、意見交換でございますが、委員の皆さんから本日の議題について、またそれ以外でも結構ですので何かご意見がありましたらお願ひします。

（井上委員）

本日お手元にチラシを配らせていただいているのですが、先ほどの関連事業で紹介もあった、都市計画課さんがやっている中心市街地活性の豊川稲荷の門前の界隈で３年間の事業で取り組まれています。今年度が最終年度ということで締めくくりでまた次年度から新しい事業になっていくということで、この事業のスタートの時にも門前で空き家の活用についてお話をさせていただいたのが、長野の善光寺の門前で空き家事業に取り組まれている倉石さんと私の二人にお話いただいたので、最後にもこの二人でお話をさせていただいて、この２年半ぐらいをまとめて総括できたらという気持ちで都市計画課さんの方で事業を組んでいただきましたので、もしお時間があれば中心市街地活性の空き店舗活用みたいな形になるかと思いますが、店舗の出し先としての空き家の視点というところから２年ぐらい前にこういうイメージで、と提案したものが実際に実例として出来上がったりもしていますので、そういう話もさせていただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

（会長）

せっかくですので、この講演会についてご質問等ありましたら。長野のリノベーションはかなり私も聞いたりしていますので、そういった話とか、井上さんご自身がされている話も非常に興味深いなと思います。こういったことから活用のアイデアが出てくるといいなと思います。

他にはよろしいでしょうか。

続きましてその他ですが、事務局からお願ひします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、連絡事項ですが、平成30年中に委員の皆様にお支払いをさせていただきました委員報酬にかかる源泉徴収票は、本市の会計課から送付させていただいていると思いますが、もし届いていないようでしたら申し出てください。

それから、次年度の協議会について本年度と同様に年3回を予定しております。現在のところ開催時期は未定でございます。開催時期等が決まり次第ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

4 閉会

(会長)

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回豊川市空家等対策協議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。